

岡崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則

平成25年 2月25日

規則第20号

改正 平成25年10月 7日規則第57号

(岡崎市基準該当障がい福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則等の一部を改正する規則第 3 条)

平成26年 3月27日規則第18号

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則第 5 条)

平成29年 3月29日規則第 9 号

(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する規則及び岡崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則第 2 条)

平成30年 3月31日規則第32号

(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 3 条)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 療養介護(第 3 条～第20条)
- 第 3 章 生活介護(第21条～第31条)
- 第 4 章 自立訓練(機能訓練)(第32条・第33条)
- 第 5 章 自立訓練(生活訓練)(第34条～第36条)
- 第 6 章 就労移行支援(第37条～第42条)
- 第 7 章 就労継続支援A型(第43条～第50条)
- 第 8 章 就労継続支援B型(第51条)
- 第 9 章 多機能型に関する特例(第52条～第54条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

(平成24年岡崎市条例第52号。以下「条例」という。)第56条の規定に基づき、障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「常勤換算方法」とは、事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び条例において使用する用語の例による。

第2章 療養介護

(職員の配置の基準)

第3条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(3) 看護職員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上

(4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に療養介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

- 3 第1項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は20人以上とする。
- 4 第1項に規定する療養介護事業所の職員(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(管理者の資格要件)

第4条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(設備の基準)

第5条 条例第9条に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第6条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第7条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(管理者の責務)

第8条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員に条例第2章及びこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第9条 サービス管理責任者は、第13条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると思われる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(心身の状況等の把握)

第10条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障がい福祉サービス事業者等との連携等)

第11条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の障がい福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護計画の作成等)

第13条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連

携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて、療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(その他のサービスの提供)

第14条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第15条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第16条 職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第17条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

4 療養介護事業者は、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(地域との連携)

第18条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第19条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第20条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日(第5号の記録については、当該費用を受領した日)から5年

間保存しなければならない。

- (1) 療養介護計画
- (2) 条例第14条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 条例第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 療養介護に要した費用の請求及び受領に係る記録

第3章 生活介護

(職員の配置の基準)

第21条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 看護職員、理学療法士又は作業療法士(条例第18条第2項に規定する機能訓練指導員を含む。以下この号において同じ。)及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障がい支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障がい支援区分の平均値をいう。以下この号において同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。

(ア) 利用者の平均障がい支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) 利用者の平均障がい支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

(ウ) 利用者の平均障がい支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 第1項(第1号に掲げる者を除く。)に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(管理者の資格要件)

第22条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第23条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしな

なければならない。

- 3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備の基準)

第24条 条例第20条第2項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 次に定めるとおりとすること。
 - ア 利用者の特性に応じたものであること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

- 2 条例第20条第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

- 3 条例第20条第1項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第25条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) その他運営に関する重要事項

(職場への定着のための支援の実施)

第25条の2 生活介護事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(食事)

第26条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第27条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康管理)

第28条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(協力医療機関)

第29条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療

機関(当該生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院又は診療所をいう。)を定めておかなければならない。

(緊急時等の対応)

第30条 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第31条 第7条から第13条まで及び第17条から第20条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第8条第2項中「条例第2章」とあるのは「条例第3章」と、第9条中「第13条」とあるのは「第31条において準用する第13条」と、第13条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第20条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「条例第14条第2項」とあるのは「条例第25条において準用する条例第14条第2項」と、同項第3号中「条例第16条第2項」とあるのは「条例第25条において準用する条例第16条第2項」と、同項第4号中「第19条第2項」とあるのは「第31条において準用する第19条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練(機能訓練)

(職員の配置)

第32条 自立訓練(機能訓練)事業者が自立訓練(機能訓練)事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士(条例第27条第2項に規定する機能訓練指導員を含む。以下この号において同じ。)及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 看護職員の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 自立訓練(機能訓練)事業者が、自立訓練(機能訓練)事業所における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項の規定による職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に自立訓練(機能訓練)の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

4 第1項(第1号に掲げる者を除く。)及び第2項に規定する自立訓練(機能訓練)事業所の職員は、専ら当該自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(機能訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(機能訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(機能訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(準用)

第33条 第7条から第13条まで、第17条から第20条まで及び第22条から第30条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第8条第2項中「条例第2章」とあるのは「条例第4章」と、第9条中「第13条」とあるのは「第33条において準用する第13条」と、第13条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第20条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「条例第14条第

2 項」とあるのは「条例第30条において準用する条例第14条第2項」と、同項第3号中「条例第16条第2項」とあるのは「条例第30条において準用する条例第16条第2項」と、同項第4号中「第19条第2項」とあるのは「第33条において準用する第19条第2項」と、第24条中「条例」とあるのは「条例第30条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練(生活訓練)

(職員の配置の基準)

第34条 自立訓練(生活訓練)事業者が自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 生活支援員 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 宿泊型自立訓練の利用者

(3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合においては、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を置いている自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

3 自立訓練(生活訓練)事業者が、自立訓練(生活訓練)事業所における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下この項にお

いて「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前2項の規定による職員に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

- 4 第1項(第2項において読み替えられる場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に自立訓練(生活訓練)の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
- 5 第1項(第1号に掲げる者を除く。)及び第2項に規定する自立訓練(生活訓練)事業所の職員は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(生活訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(生活訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(生活訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(設備の基準)

第35条 条例第34条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。
 - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 便所 次に定めるとおりとすること。
 - ア 利用者の特性に応じたものであること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 2 条例第34条第2項に規定する浴室の基準は、利用者の特性に応じたものであることとする。

3 条例第34条第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 条例第34条第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 条例第34条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(準用)

第36条 第7条から第13条まで、第17条から第20条まで、第22条、第23条及び第25条から第30条までの規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第8条第2項中「条例第2章」とあるのは「条例第5章」と、第9条中「第13条」とあるのは「第36条において準用する第13条」と、第13条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第20条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「条例第14条第2項」とあるのは「条例第35条において準用する条例第14条第2項」と、同項第3号中「条例第16条第2項」とあるのは「条例第35条において準用する条例第16条第2項」と、同項第4号中「第19条第2項」とあるのは「第36条において準用する第19条第2項」と、第23条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

(職員の配置の基準)

第37条 就労移行支援事業者が就労移行支援事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に就労移行支援の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項(第1号に掲げる者を除く。)に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第38条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

(求職活動の支援等の実施)

第39条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第40条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第41条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

(準用)

第42条 第7条から第13条まで、第17条から第20条まで、第22条から第25条まで及び第26

条から第30条までの規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第2項中「条例第2章」とあるのは「条例第6章」と、第9条中「第13条」とあるのは「第42条において準用する第13条」と、第13条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第20条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「条例第14条第2項」とあるのは「条例第41条において準用する条例第14条第2項」と、同項第3号中「条例第16条第2項」とあるのは「条例第41条において準用する条例第16条第2項」と、同項第4号中「第19条第2項」とあるのは「第42条において準用する第19条第2項」と、第23条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。）」と、第24条中「条例」とあるのは「条例第41条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

(職員の配置の基準)

第43条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に就労継続支援A型の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項(第1号に掲げる者を除く。)に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の

支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(管理者の資格要件)

第44条 就労継続支援A型事業所の管理者は、社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第45条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備の基準)

第46条 条例第45条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 次に定めるとおりとする。

ア 利用者の特性に応じたものであること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

2 条例第45条第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 条例第45条第1項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第46条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

(6) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び条例第49条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

(7) 通常の事業の実施地域

(8) サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) その他運営に関する重要事項

(求職活動の支援等の実施)

第47条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場の定着のための支援等の実施)

第48条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第49条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第50条 第7条から第13条まで、第17条から第20条まで及び第26条から第30条までの規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第8条第2項中「条例第2章」とあるのは「条例第7章」と、第9条中「第13条」とあるのは「第50条において準用する第13条」と、第13条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第20条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「条例第14条第2項」とあるのは「条例第51条において準用する条例第14条第2項」と、同項第3号中「条例第16条第2項」とあるのは「条例第51条において準用する条例第16条第2項」と、同項第4号中「第19条第2項」とあるのは「第50条において準用する第19条第2項」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

(準用)

第51条 第7条から第13条まで、第17条から第20条まで、第25条、第26条から第30条まで及び第43条から第48条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第2項中「条例第2章」とあるのは「条例第8章」と、第9条中「第13条」とあるのは「第51条において準用する第13条」と、第13条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第20条第2項第1号中「療養介護計画」とあるの

は「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「条例第14条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第14条第2項」と、同項第3号中「条例第16条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第16条第2項」と、同項第4号中「第19条第2項」とあるのは「第51条において準用する第19条第2項」と、第46条中「条例」とあるのは「条例第54条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第52条 主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障がい者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、条例第19条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

2 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障がい児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障がい児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、条例第19条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された区域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、条例第55条中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障がい福祉サービスが提供されていないこと等により障がい福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所(多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び次条第3項において同じ。)については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。

(職員の員数等の特例)

第53条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第21条第6項、第32条第6項及び第7項、第34条第7項、第37条第5項及び第6項並びに第43条第5項(第51条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支

援事業等を一体的に行う場合にあっては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この項において「指定通所支援基準」という。)の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第21条第1項第4号及び第7項、第32条第1項第3号及び第8項、第34条第1項第4号及び第8項、第37条第1項第4号及び第7項並びに第43条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第51条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前条第3項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第21条第1項第3号工及び第6項、第32条第1項第2号工及び第7項、第34条第1項第2号及び第7項並びに第51条において準用する第43条第1項第2号及び第5項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除して得た数と第2号に掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者

(2) 就労継続支援B型の利用者

(設備の特例)

第54条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する障がい福祉サービス事業所(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、第24条第1項第4号イ(第33条及び第42条において準用する場合を含む。)、第35条第1項第4号イ及び第46条第1項第4号イ(第51条において準用する場合を含む。)の規定は、当分の間、適用しない。

附 則(平成25年10月7日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月27日規則第18号抄)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日規則第9号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日規則第32号抄)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。